



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

- 告示
 - 1136 宅地建物取引業の業務の停止 (公共建築課)
 - 1137 " (")
- 公安委員会告示
 - *52 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号)別表第1に指定する区域の指定

告 示

和歌山県告示第1136号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次の者について宅地建物取引業の業務の停止を命じたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成18年9月19日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 被処分者
 - (1) 商号 西長不動産
 - (2) 代表者氏名 西寿明
 - (3) 事務所所在地 和歌山県新宮市大橋通3-4-11
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事(2)第3316号
 - (5) 免許年月日 平成18年5月7日
- 2 処分内容 平成18年9月24日から平成18年9月30日までの7日間の業務の全部停止

和歌山県告示第1137号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次の者について宅地建物取引業の業務の停止を命じたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成18年9月19日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 被処分者
 - (1) 商号 有限会社キシタニ総合事務所
 - (2) 代表者氏名 岸谷幹生
 - (3) 事務所所在地 和歌山県新宮市新宮457-8
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事(4)第2695号
 - (5) 免許年月日 平成13年10月2日
- 2 処分内容 平成18年9月24日から平成18年9月30日までの7日間の業務の全部停止

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第52号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号)別表第1に規定する公安委員会が定める区域を次のとおり定める。

平成18年9月19日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

町	字	地 番			
白浜町	字行幸芝	1729番25	1729番31	1729番37	1813番6
		1813番7	1821番	1822番	2981番1 29
		81番3	2985番	2986番	2986番1 2987番
		1	2988番1	2988番2	

備考 この表における地番は、不動産登記法(平成16年法律第123号)第35条に規定する地番により表示されたものとする。